

平成24年5月16日
 青少年家庭課
 児童・家庭相談支援スタッフ
 担当：森脇幸、坂本育美
 電話：0852-22-6392
 FAX：0852-22-6045

平成23年度に各児童相談所及び各市町村で受付をした児童相談の状況及び児童相談所における児童虐待相談の内訳は下記のとおりでしたのでお知らせします。

平成23年度 児童相談の状況について

平成24年5月
 青少年家庭課

1 児童相談の受付状況

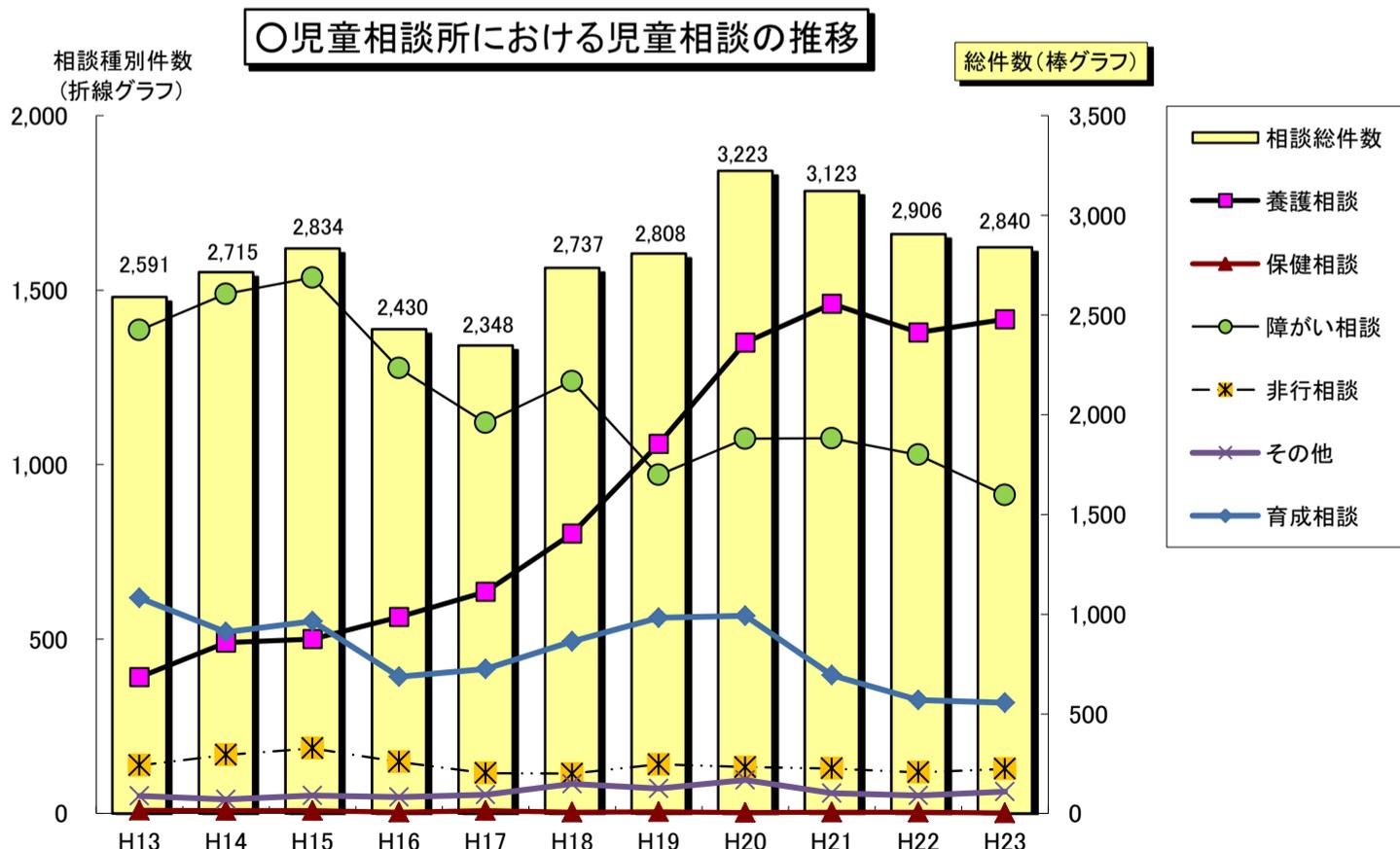
相談種別	平成21年度				平成22年度				平成23年度			
	○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村	
養護相談	1,461	46.8%	659	51.5%	1,380	47.5%	484	33.3%	1,417	49.9%	537	55.2%
(内新規虐待相談)	139	4.5%	172	13.4%	124	4.3%	175	12.1%	161	5.7%	210	21.6%
保健相談	4	0.1%	81	6.3%	4	0.1%	229	15.8%	2	0.1%	77	7.9%
障がい相談	1,075	34.4%	156	12.2%	1,028	35.4%	81	5.6%	913	32.1%	111	11.4%
非行相談	129	4.1%	16	1.3%	117	4.0%	9	0.6%	128	4.5%	10	1.0%
育成相談	396	12.7%	287	22.4%	325	11.2%	559	38.5%	317	11.2%	140	14.4%
その他	58	1.9%	81	6.3%	52	1.8%	90	6.2%	63	2.2%	97	10.0%
合計	3,123	100.0%	1,280	100.0%	2,906	100.0%	1,452	100.0%	2,840	100.0%	972	100.0%

○平成23年度の受付件数は、児童相談所で2,840件、市町村で972件で、それぞれ前年比で66件、480件の減少となった。

なお、市町村の減少分は、主に特定の市町村の保健相談・育成相談において、乳幼児の予防接種や健診等の簡易な問い合わせの件数を精査して計上したことによるものである。

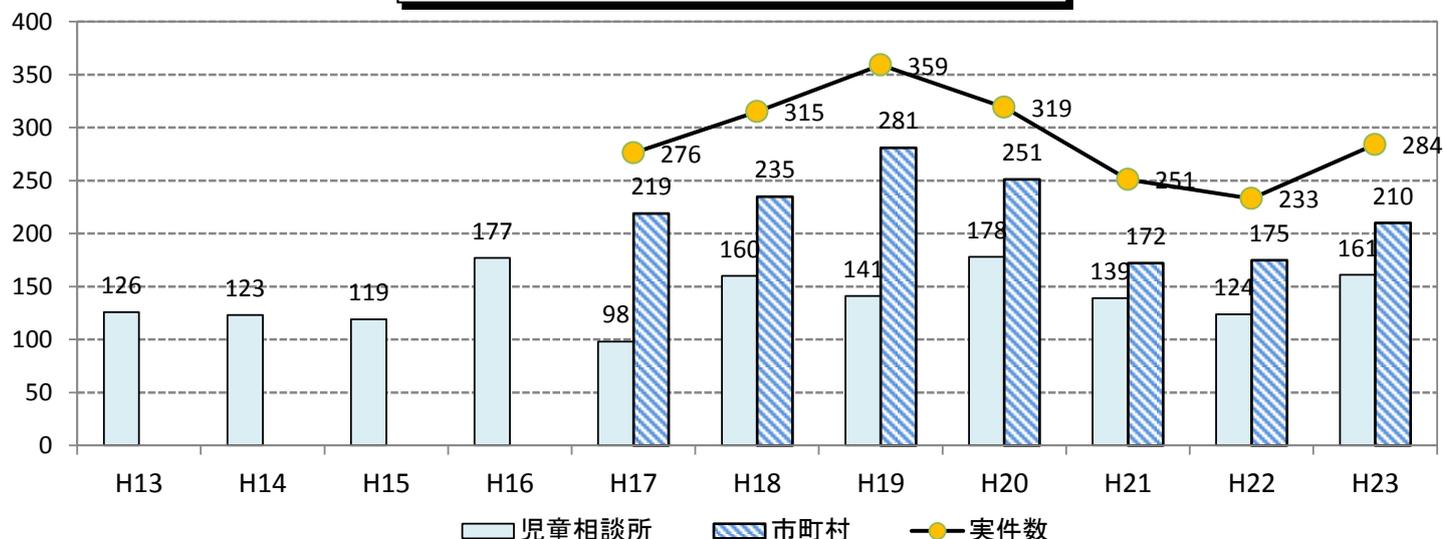
○受付内訳は、児童相談所は養護相談が最も多く、次いで障がい相談、市町村でも養護相談が最も多く、次いで育成相談となっている。

※平成17年4月から全市町村に児童家庭相談窓口が設置されている。



2 児童虐待相談の新規認定件数

○児童虐待相談(新規認定件数)の推移



※H13～H16年度は児童相談所で受け付けた件数。H17年度から市町村に児童家庭相談窓口設置。

○平成23年度の児童虐待相談の新規認定件数は、児童相談所が161件（前年比約30%の増）市町村が210件（同約20%の増）となった。

○児童相談所と市町村で連携して関わった重複ケース87件を除くと、県内で新たに児童虐待相談として認定した件数は284件で、前年比約22%の増となった。

平成19年度以降、4年連続で減少していたが、平成23年度は再び増加に転じた。

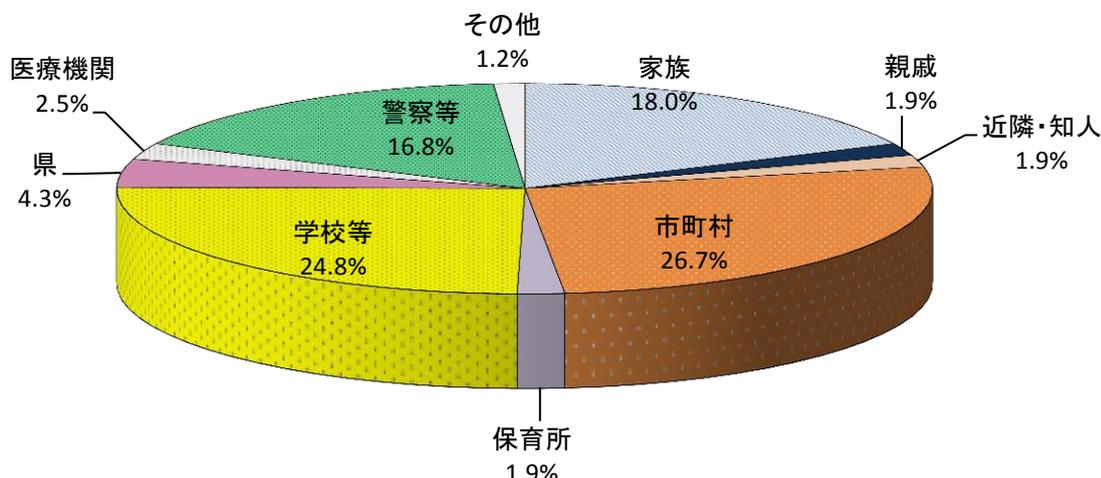
- ・平成21年度：251件《139件（児童相談所分）+172件（市町村分）-60件（重複分）=251件》
- ・平成22年度：233件《124件（児童相談所分）+175件（市町村分）-66件（重複分）=233件》
- ・平成23年度：284件《161件（児童相談所分）+210件（市町村分）-87件（重複分）=284件》

○平成23年度の児童相談所への虐待通告件数は242件（H22は297件）であった。

(1)-1受付経路(児童相談所)

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
H21年度	6	0	6	0	25	1	6	39	2	0	3	51	0	139
	4.3%	0.0%	4.3%	0.0%	18.0%	0.7%	4.3%	28.1%	1.4%	0.0%	2.2%	36.7%	0.0%	100.0%
H22年度	8	0	3	4	36	3	4	33	6	3	5	18	1	124
	6.5%	0.0%	2.4%	3.2%	29.0%	2.4%	3.2%	26.6%	4.8%	2.4%	4.0%	14.5%	0.8%	100.0%
H23年度	29	3	3	0	43	0	3	40	7	0	4	27	2	161
	18.0%	1.9%	1.9%	0.0%	26.7%	0.0%	1.9%	24.8%	4.3%	0.0%	2.5%	16.8%	1.2%	100.0%

○平成23年度 児童相談所における児童虐待相談受付経路



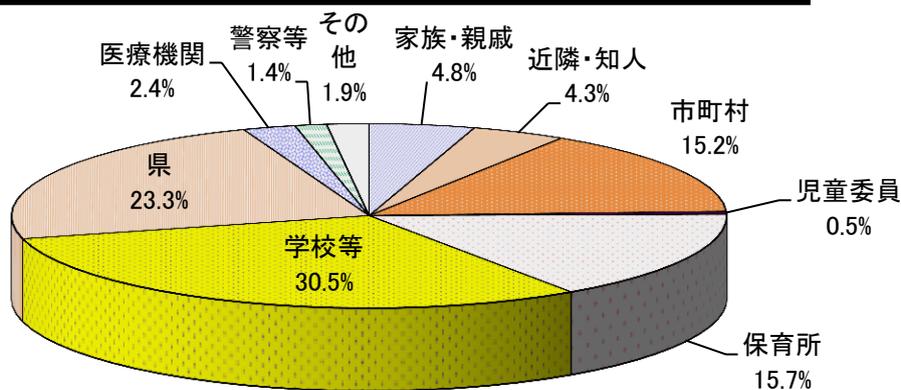
○児童相談所に寄せられた児童虐待相談は、市町村、学校等の関係機関からが多く、次いで家族、警察等、県、医療機関からとなっている。

○平成23年度は、特に家族からの通告が29件（18%）と、前年、前々年に比べ増加した。

(1)-2受付経路(市町村)

区分	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
H21年度	6	0	1	32	5	13	39	46	3	3	19	5	172
	3.5%	0.0%	0.6%	18.6%	2.9%	7.6%	22.7%	26.7%	1.7%	1.7%	11.0%	2.9%	100.0%
H22年度	4	6	2	47	2	18	45	38	0	2	4	7	175
	2.3%	3.4%	1.1%	26.9%	1.1%	10.3%	25.7%	21.7%	0.0%	1.1%	2.3%	4.0%	100.0%
H23年度	10	9	0	32	1	33	64	49	0	5	3	4	210
	4.8%	4.3%	0.0%	15.2%	0.5%	15.7%	30.5%	23.3%	0.0%	2.4%	1.4%	1.9%	100.0%

○平成23年度 市町村における児童虐待相談受付経路

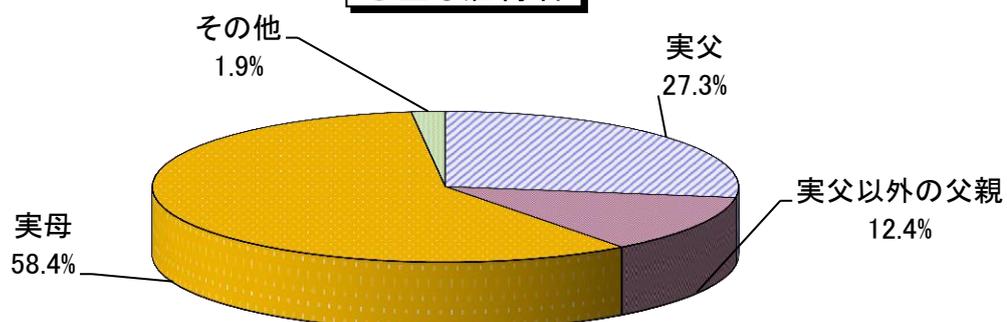


○市町村に寄せられた児童虐待相談は、学校等、県からが多く、次いで保育所、市町村、家族・親戚、近隣・知人からとなっている。

(2)主な虐待者(児童相談所)

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母	その他	計						
H21年度	67	48.2%	20	14.4%	45	32.4%	0	0.0%	7	5.0%	139	100.0%
H22年度	40	32.3%	9	7.3%	69	55.6%	4	3.2%	2	1.6%	124	100.0%
H23年度	44	27.3%	20	12.4%	94	58.4%	0	0.0%	3	1.9%	161	100.0%

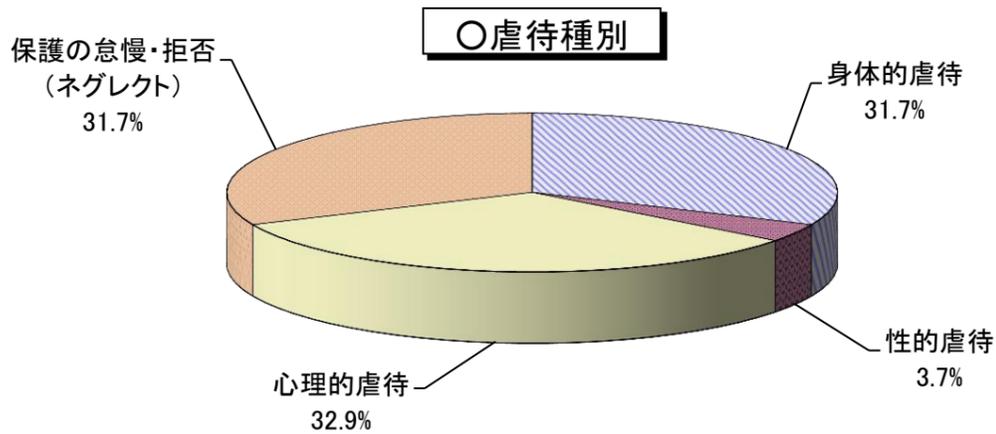
○主な虐待者



○主な虐待者は、実母が94件(58.4%)と最も多く、次いで実父が44件(27.3%)、次いで実父以外の父親が20件(12.4%)となっている。

(3) 虐待種別(児童相談所)

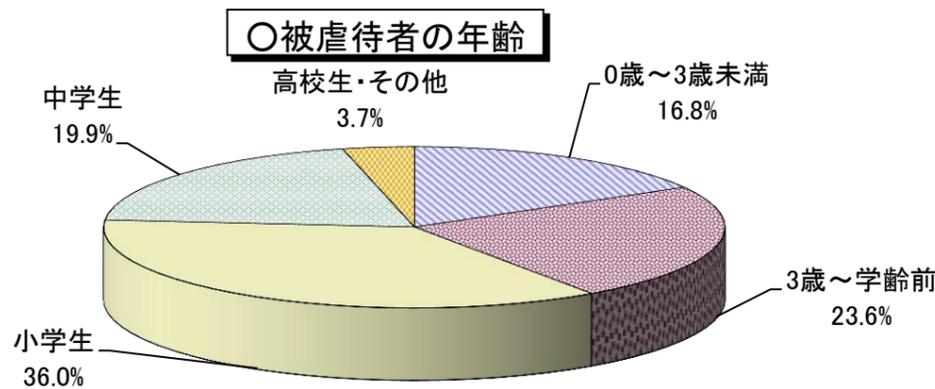
	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
H21年度	36	25.9%	6	4.3%	70	50.4%	27	19.4%	139	100.0%
H22年度	42	33.9%	2	1.6%	44	35.5%	36	29.0%	124	100.0%
H23年度	51	31.7%	6	3.7%	53	32.9%	51	31.7%	161	100.0%



○虐待の種別を見ると、心理的虐待が53件(32.9%)で最も多く、次いで、身体的虐待と保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が51件(31.7%)となっている。

(4) 被虐待者の年齢(児童相談所)

区分	0歳～3歳未満		3歳～学齢前		小学生		中学生		高校生・その他		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
H21年度	20	14.4%	32	23.0%	57	41.0%	22	15.8%	8	5.8%	139	100.0%
H22年度	15	12.1%	32	25.8%	56	45.2%	16	12.9%	5	4.0%	124	100.0%
H23年度	27	16.8%	38	23.6%	58	36.0%	32	19.9%	6	3.7%	161	100.0%



○虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が58件(36.0%)、3歳以上～学齢前が38件(23.6%)、次いで中学生が32件(19.9%)となっている。

《参考》 相談の種類及び主な内容

1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難、棄児、迷子、虐待等の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
2. 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
3. 障害相談	肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、自閉症等に関する相談
4. 非行相談	
↳ 犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども等に関する相談
↳ 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった子ども、犯罪少年で家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
5. 育成相談	性格行動、不登校、進学適性・職業適性・学業不振等、育児・しつけに関する相談
6. その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談